福知山市公告第１５０号

令和８年度給与支払報告書等パンチ業務に係る一般競争入札について、以下のとおり実施する。

令和８年１１月２４日

福知山市長　　大　橋　一　夫

１　一般競争入札に付する事項

（１）業務名称

令和８年度給与支払報告書等パンチ業務

（２）業務概要

令和９年度市民税・府民税の賦課を行うに当たり、給与支払報告書等の記載内容を本市電算システムに入力する。

（３）納品場所

福知山市総務部税務課

（４）納入期限

令和９年３月３１日

（５）業務の詳細

別に定める仕様書のとおり

２　入札参加資格

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりとする。

（１）令和８年度福知山市指名競争入札等参加資格者名簿で「パンチ入力」に登録されている者のうち、過去２か年の間に本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国と２回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること。

（２）納品データが破損していた場合等の緊急時には、当日の対応についても可能であること。

（３）民間企業、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（５）福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成１５年福知山市告示第１３７号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全でない者であること。

（７）福知山市暴力団等排除措置要綱（平成２３年福知山市告示第１２６号）に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（暴力団又はその構成員の統制の下にある団体を除く。）であること。

３　入札及び開札の日時及び場所

（１）日時

令和８年１２月１０日（木）午後２時から

（２）場所

福知山市役所旧本館１階　入札室

４　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）申請期間

公告日から令和８年１２月１日（火）までの午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（２）提出先

〒６２０－８５０１
京都府福知山市字内記１３番地の１
福知山市総務部税務課市民税係
電話　０７７３－２４－７０２４（直通）

（３）提出方法

持参又は郵送

（４）提出書類

ア　福知山市一般競争入札参加申請書（指定用紙）
イ　誓約書（指定用紙）
ウ　契約書の写し（第２項第１号の確認ができるもの）

（５）入札参加資格の有無

ア　入札参加資格が「無」と確認された者には、令和８年１２月３日（木）午後５時までに電話連絡し、後日その理由書を送付する。
イ　入札参加資格が「有」と確認された者には、令和８年１２月３日（木）午後５時までにファックスによる送信又は電話連絡により通知し、後日「入札参加資格者証」を交付する。

５　入札方法

（１）入札執行については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同法施行令及び福知山市財務規則（昭和５４年福知山市規則第１号）の規定により行う。

（２）代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出することとする。

（３）入札回数は、３回以内とする。

（４）入札者は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（５）入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）を記載し、封筒の結合部分に３点封印すること。ただし、直ちに再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。

（６）開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする場合がある。

（７）再入札となる場合には、その場で直ちに再入札を行う。

（８）前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。

（９）開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(10) 郵便による入札は認めない。

(11) 入札金額については、各単価（税抜）及び各単価に予定数量を乗じて得た額（税抜）並びにその合計（予定総額・税抜）を記載すること。

(12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６　入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札

（２）１つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が２以上の入札書を提出した入札

（３）金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札

（４）入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札

（５）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

（６）虚偽の申請又は届出を行った者のした入札

（７）連合等の不正行為によってされたと認められる入札
（８）その他入札条件に違反した者

７　入札の延期又は中止

（１）市長は、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき、又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。

（２）市長は、前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。

８　質疑

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、福知山市総務部税務課へファックス又はメールにて提出すること。

（１）　質疑提出期間　　公告日から令和８年１２月１日（火）の午後５時１５分まで

（２）　質疑提出先　　福知山市総務部税務課
メールアドレス zeimu■city.fukuchiyama.lg.jp
ファックス　０７７３－２３－６５３７
※　■は、@と読み替えること。

（３）　質疑回答期限　　令和８年１２月３日（木）
質疑及び回答の全部を、参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで行う。

９　入札保証金

福知山市財務規則第１１７条第１項第３号により徴収しない。ただし、落札者が契約を締結しないときは入札書に記載された金額に仕様書記載のパンチ予定数量を乗じて得た額の１００分の５相当額を徴収する。

10　契約保証金

契約金額に発注予定数量を乗じて得た額の１００分の１０以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第１１７条第２項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、福知山市財務規則第１４８条第１項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

11　契約書の作成の要否

必要

12　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13　問合先

福知山市総務税務課市民税係
電話　０７７３－２４－７０２４
ファックス　０７７３－２３－６５３７